行政行為の分類を理解して攻略

許可 / 特許 / 認可

	許可	特許	認可
趣旨	本来自由であるべき	本来自由ではない / 資源系	私人間の契約に国がわざわざお墨付きを与える
具体例	運転免許の許可・農地転用	鉱業権の許可・外国人の帰化	農地の権利移転の許可・銀行合併の許可・ガス事業の供給約款の認可
趣旨にあてはめて解説	☑車は本来勝手に運転していいが、それでは社会の安全が守られないので免許制(許可)にした	☑鉱山の開発は資源である。大枠が理解できれば「許可」の言葉に引っ張られずに済む ☑帰化（国籍取得）は本来自由にやっていいものではない	☑ガス事業者(私人)と利用者（私人）同士の約款（契約）は本来お互いの合意さえ取れればいいのに、なぜか国が出てきてお墨付き

☆ワンポイントアドバイス①　「○○の許可」なのに認可？「○○の許可」なのに特許？？

銀行合併の許可⇒「認可」である
これは大枠の考え方から押さえると理解しやすい。A 銀行（私人）B 銀行（私人）同士の合併に関する取り決め（契約）なんだから、本来は話し合いで勝手にやるべきである。なのに、なぜか国が出てきて、AB の合併の取り決めに国が許可して、お墨付きを与えているので「認可」にあたる。このように、大枠の考え方から引っ張ることができれば混乱せずに済む！

※国が合併の許可をした後でも、銀行はやっぱ合併やーめた！と言える

☆ワンポイントアドバイス②　農地転用？農地の権利移動？？

宅建をやらないとややキツいが、農地がドンドンなくなると食料自給率の観点から国が困るので、農地をやめて普通の土地にする場合、農業委員会の承認が必要という制度になっている。

	農地転用	農地の権利移動
どういう状況？	A さんの田んぼを A さんの駐車場に転用する	田んぼの所有権が A さんから B さんに移動する
趣旨に当てはめると？	A さんの所有地なので、本来 A さんの好き勝手やってよいはず。	A さん（私人）B さん（私人）の契約に国が勝手にお墨付き
つまり分類は？	許可	認可

確認 / 公証

	確認	公証
趣旨	水戸黄門（これが目に入らぬかー！でチンピラを押し切る）	役所が個人を証明する系
具体例	当選人の決定・発明の特許	戸籍への記載・選挙名簿への登録
あてはめイメージ	水戸黄門さまが この人が当選だ！これは発明だ！ と言ったら、何が何でもそうなんだよ！！ （これが目に入らぬかーで押し切る）	役所が個人に関する 権利や事実状態を証明

趣旨からイメージを捉えられたらクイズレットでガンガン問題演習！
模試や答練で無双しよう！！！
https://quizlet.com/jp/1179879446/%E8%A1%8C%E6%94%BF%E8%A1%8C%E7%82%BA%E3%81%AE%E5%88%86%E9%A1%9E%E8%A8%B1%E5%8F%AF%E7%89%B9%E8%A8%B1%E8%AA%8D%E5%8F%AF%E3%81%AA%E3%81%A9-flash-cards/?i=5rzn2i&x=1jqt
アプリをダウンロード⇩　　[詳細は別添資料があります]

すべて記事はこちらの note から

宅建に 2 度落ちた私が宅建・行政書士試験に W 合格！人生が変わる「一元化」勉強法とは？【行政書士編】

https://note.com/pupupuland_up/n/n85a63a81896c?flash_message_key=twitter_status_posted%3Fapp_launch%3Dfalse

